

○防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱

防衛省訓令第121号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第6条において準用する同施行令第2条第1項の規定に基づき、並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条第2項及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年 8月 25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱

改正	平成20年	3月31日	防衛省訓令第	27号
	平成24年	3月29日	防衛省訓令第	12号
	平成26年	2月 6日	防衛省訓令第	3号
	平成27年	4月 1日	防衛省訓令第	14号
	平成27年	4月10日	防衛省訓令第	20号
	平成27年1	1月13日	防衛省訓令第	49号
	平成28年	3月31日	防衛省訓令第	34号
	平成29年	3月29日	防衛省訓令第	17号
	令和 2年1	2月28日	防衛省訓令第	67号
	令和 5年	3月31日	防衛省訓令第	22号
	令和 6年	3月19日	防衛省訓令第	12号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 学校・病院等防音事業に係る補助金の交付等（第3条―第12条）

第3章 認可外保育施設等防音事業に係る補助金の交付等（第13条）

第4章 防音事業関連維持事業に係る補助金の交付等（第14条―第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 学校・病院等防音事業、認可外保育施設等防音事業及び防音事業関連維持事業に係る補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（第6条において「令」という。）及び防衛施設周辺対策補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）学校・病院等防音事業 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第3条第2項の規定による補助を受けて必要な工事を行う事業をいう。
- （2）認可外保育施設等防音事業 法第2条第1項に規定する自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施及び機甲車両その他重車両の頻繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響で著しいものの防止又は軽減（次号において「騒音の防止等」という。）のため、認可外保育施設等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項若しくは同条第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第3項の届出をしていないもの、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもの又は都道府県が設置する施設であって児童福祉法第45条の規定により条例で定められた基準を満たしていないもの（これらのうち防衛大臣が別に定めるものを除く。）をいう。次号において同じ。）について必要な工事を行う事業をいう。

(3) 防音事業関連維持事業 学校・病院等防音事業（別表第2第1項の表に規定する1級工事又は2級工事により実施する事業に限る。）又は防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）第3条第2項の規定若しくは行政措置による補助に係る工事を実施した小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）、義務教育学校、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設（以下「家庭的保育事業等を行う施設」という。）、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設等（以下「維持事業対象施設」という。）に設置されている換気設備、温度保持設備又は除湿設備（これを稼働させるために必要な受電設備を含む。以下「空調設備」という。）を、騒音の防止等のため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持する事業をいう。

第2章 学校・病院等防音事業に係る補助金の交付等

(補助金の交付)

第3条 学校・病院等防音事業（以下この章において「事業」という。）に係る補助金の交付に関する事務は、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が行うものとする。

(補助の対象とする経費の範囲)

第4条 事業を行う地方公共団体その他の者に対し補助する経費は、次の各号に掲げる経費であつて、別表第1に定める範囲に係るものとする。

- (1) 工事費 音響を防止し、又は軽減する工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費
- (2) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために必要な経費
- (3) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な事務費

2 前項第3号に規定する地方事務費で補助の対象とする額は、当該工事費の100分の5を超えない額とする。

(工事の種別等)

第5条 工事の種別及びその適用基準は、別表第2のとおりとし、工事の標準仕方は、地方協力局長が別に定める。

(減ずる補助の割合)

第6条 令第6条の規定において準用する令第2条第1項ただし書の規定に基づき減ずる補助の割合は、次の表に定めるとおりとする。

施設名	地域	1級改築工事	2級改築工事
学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）、児童発達支援センター（肢体不自由（同法第6条の2の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、児童自立支援施設、家庭的保育事業等を行う施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び幼保連携型認定こども園	各都道府県（沖縄県を除く。）	10分の1	10分の2.5
	沖縄県	10分の0.5	10分の0.5
病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる事業を行うものに限る。以下同じ。)	各都道府県	10分の2	10分の3

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第2号様式）とし、同項に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 別記第3号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第4号様式）による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第5号様式による収支予算書
（軽微な変更）

第8条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の流用による変更で、流用先の経費（工事費については各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。）の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合は20万円）を超えないもの
 - ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。
 - イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用
 - ウ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）への流用
 - エ 地方事務費から工事費への流用
- (2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更
 - ア 設計図書の作成に必要な調査の種類又は方法の変更
 - イ 敷地又は平面計画の変更
 - ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更
 - エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更
 - オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更
 - カ 事業の完了予定日期の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期
（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第9条 交付規則第4条第1項第1号に規定する補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第6号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第7号様式）とする。

（遂行困難な場合の報告）

第10条 交付規則第4条第1項第3号に規定する報告は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第11条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第8号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第9号様式）	事業の着手後7日以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第10号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第11号様式）	事業の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日まで

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。

- (1) 事業の着手後3月以内に事業が完了する場合
- (2) 事業の着手後1月以内に12月31日になる場合
（補助事業等実績報告書の様式等）

第12条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報告書の様式	添 付 書 類
-----	---------------	---------

事業が完了した場合（事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第12号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第13号様式）	別記第14号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第15号様式）による収支精算書
		別記第16号様式による完了検査等調書
		完了設計書
会計年度内に当該交付決定の対象となった事業が完了しない場合	別記第17号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第18号様式）	別記第19号様式による年度末収支状況調書
		出来高工程表

第3章 認可外保育施設等防音事業に係る補助金の交付等

（補助金の交付等）

第13条 地方防衛局長等は、認可外保育施設等防音事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

2 認可外保育施設等防音事業に係る補助に関しては、学校・病院等防音事業のうち保育所に係る補助の例による。

第4章 防音事業関連維持事業に係る補助金の交付等

（補助金の交付）

第14条 地方防衛局長等は、防音事業関連維持事業（以下この章において「事業」という。）を行う地方公共団体その他の者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（補助の対象とする経費）

第15条 事業を行う地方公共団体その他の者に対し補助する経費は、事業の実施に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 維持費 次条に規定する料金等
- (2) 地方事務費 事業の実施に附帯して必要な人件費、物品費その他の事務費

第16条 補助の対象とする料金又は代金（以下「料金等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、温度保持設備又は除湿設備の稼働に要した第1号及び第2号の料金等については、維持事業対象施設の所在する区域に応じ、地方協力局長が別に定める期間に稼働したものに限り、

- (1) 空調設備の動力として使用した各月の電力量に対する電力量料金（次条第1号において「電力量料金」という。）
- (2) 空調設備のうち、除湿設備の稼働に要した各月のガスの料金又は燃料油の代金（次条第1号において「ガス料金等」という。）
- (3) 維持事業対象施設に係る契約電力に対する各月の基本料金のうち空調設備の動力分に相当する料金（次項及び次条第1号において「基本料金」という。）

2 空調設備の各月の稼働時間が、地方協力局長が別に定める時間（以下この項において「下限時間」という。）に満たない場合の料金等は、前項の規定にかかわらず、補助の対象としないものとする。ただし、空調設備の各月の稼働時間が下限時間に満たない場合の基本料金については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助の対象とすることができる。

- (1) 稼働時間が下限時間を超える月が年間の4分の1以上ある場合
- (2) 防衛施設の運用が一時的に変化したため、空調設備を稼働させなかった場合
- (3) その他やむを得ない事由により空調設備を一時的に稼働しなかった場合

3 空調設備の各月の稼働時間が、地方協力局長が別に定める時間を超える部分の料金等は、第1項の規定にかかわらず、補助の対象としないものとする。

4 料金等の算定方法は、地方協力局長が別に定めるところによる。

（補助の額）

第17条 補助の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 維持費 電力量料金及びガス料金等の合計額に10分の5.5（沖縄県の区域内に所在する維持事業対象施設

については、10分の9)を乗じて得た額と基本料金に3分の2(沖縄県の区域内に所在する維持事業対象施設については、10分の10)を乗じて得た額の合計額の範囲内の額
 (2) 地方事務費 維持費に100分の5を乗じて得た額の範囲内の額
 (補助金等交付申請書の様式等)

第18条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、同条に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 別記第3号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第20号様式による事業内容調書(1)
- (3) 別記第21号様式による事業内容調書(2)
- (4) 別記第22号様式による料金等内訳表
(補助事業等実績報告書の様式等)

第19条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、別記第12号様式とし、同条に規定する添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第14号様式による収支精算書
- (2) 別記第20号様式による事業内容調書(1)
- (3) 別記第23号様式による事業内容調書(3)
- (4) 別記第22号様式による料金等内訳表
- (5) 補助に係る維持事業対象施設の当該年度の料金等の領収書の写し

第5章 雑則

(委任規定)

第20条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

(機能復旧工事に係る減ずる補助の割合)

2 当分の間、機能復旧工事に係る減ずる補助の割合は、次の表に定めるとおりとする。

施設名	地域	1級機能復旧工事		2級機能復旧工事		3級機能復旧工事		4級機能復旧工事	
		建替工事以外	建替工事	建替工事以外	建替工事	空気調和設備取替工事及び空気調和設備を追加する工事以外	空気調和設備取替工事及び空気調和設備を追加する工事	空気調和設備取替工事及び空気調和設備を追加する工事以外	空気調和設備取替工事及び空気調和設備を追加する工事
維持事業対象施設	各都道府県(沖縄県を除く。)	10分の1	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5	10分の3.5	10分の2.5	10分の4.5	10分の3.5
	沖縄県	10分の0.5	10分の2.5	10分の0.5	10分の2.5	10分の1.5	10分の1	10分の2.5	10分の1.5
大学、高等専門学校、専修学校、福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)、児童自立支援施設、	各都道府県(沖縄県を除く。)	10分の1	10分の2.5	10分の2.5	10分の2.5	10分の3.5	10分の3.5	10分の4.5	10分の4.5
	沖縄県	10分の0.5	10分の2.5	10分の0.5	10分の2.5	10分の1.5	10分の1.5	10分の2.5	10分の2.5

身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設									
病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センター	各都道府県	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の3	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5
こども家庭センター	各都道府県	10分の2.5	10分の2.5	10分の3	10分の3	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5

備考：3級機能復旧工事の欄及び4級機能復旧工事の欄に掲げる空気調和設備については、太陽光発電システムを含まない。

- 3 この訓令の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第6条の表中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、「及び母子健康センター」とあるのは、「母子健康センター及び身体障害者療護施設」と、別表第1中

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	居室、食堂、訓練・作業室、相談室、多目的室その他障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
---	--

とあるのは、

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	居室、食堂、訓練・作業室、相談室、多目的室その他障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
身体障害者授産施設	居室、事務室、静養室、相談室、食堂、作業室、更衣室、医務室、集会室その他身体障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設

知的障害者更生施設	居室、静養室、食堂、浴室、医務室、作業指導室又は作業場、調理室、更衣室、事務室、会議室、宿直室、指導員室、相談室その他知的障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
知的障害者授産施設	居室、静養室、食堂、浴室、医務室、作業指導室又は作業指導場、調理室、事務室、会議室、宿直室、指導員室、相談室その他知的障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設

と、

母子健康センター	病室、分べん室、保健指導室、診察室、助産師室その他母子健康に関する事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
----------	---

とあるのは、

母子健康センター	病室、分べん室、保健指導室、診察室、助産師室その他母子健康に関する事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
身体障害者療護施設	居室、事務室、静養室、相談室、食堂、医務室、宿直室、寮母室、看護師室、機能回復訓練室、集会室その他身体障害者の治療及び養護のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設

と、別表第2の2適用基準の表中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、「及び母子健康センター」とあるのは「、母子健康センター及び身体障害者療護施設」とする。

附 則【平成20年3月31日防衛省訓令第27号】

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2～5 略

(防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱に関する経過措置)

6 この訓令の施行日までに、防衛施設周辺対策事業補助金交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第4条第1項に基づき防衛大臣から補助金等の交付についての指示を受けた事業（防衛施設庁訓令を廃止する訓令（平成19年防衛施設庁訓令第17号）に基づき廃止された防衛施設庁補助金交付事務取扱規則（昭和39年防衛施設庁訓令第11号）第5条第1項の規定に基づき防衛施設庁長官から補助金等の交付についての指示を受けた事業を含む。）に関連し、施行日以降の実施を計画している工事に対し補助金等を交付する場合の減ずる補助の割合については、なお従前の例による。

附 則【平成24年3月29日防衛省訓令第12号】

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日（附則第3項及び第4項において「施行日」という。）から施行する。

2～4 略

附 則【平成26年2月6日防衛省訓令第3号】

この訓令は、平成26年2月6日から施行する。

附 則【平成27年4月1日防衛省訓令第14号】

この訓令は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則【平成27年4月10日防衛省訓令第20号】

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

2 略

附 則〔平成27年11月13日防衛省訓令第49号〕

この訓令は、平成27年11月13日から施行する。

附 則〔平成28年3月31日防衛省訓令第34号〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 この訓令による改正後の防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱第2条第3号(学校・病院等防音事業に係る部分に限る。)及び附則第2項の規定については、この訓令の施行後に主要な実施設計の契約を行う事業について適用する。

附 則〔平成29年3月29日防衛省訓令第17号〕

この訓令は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。

附 則〔令和2年12月28日防衛省訓令第67号〕

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和5年3月31日防衛省訓令第22号〕

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則〔令和6年3月19日防衛省訓令第12号〕

(施行期日)

この訓令は、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

施設名	工事の対象範囲
学 校 (幼稚園を除く。)	校長室、会議室、教員室、普通教室、特別教室（音響による教育阻害の少ない室を除く。）、図書室、教員研究室、医務室、休養室、放送室その他教育事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
幼 稚 園	職員室、保育室、遊戯室、保健室その他幼稚園児の教育事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
専 修 学 校	教室、教員室、事務室、図書室、保健室、教員研究室、実習場（音響による教育阻害の少ない室を除く。）、その他教育事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
保育所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、医務室その他児童福祉事業である保育を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
家庭的保育事業を行う施設	乳幼児の保育を行う専用の部屋及び工事の実施上これらと不可分な施設
福祉型障害児入所施設	居室、医務室、静養室、遊戯室、訓練室その他障害児の保護、日常生活の指導等のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
児童発達支援センター (肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)	発達支援室、遊戯室、医務室、相談室、静養室その他指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）の提供のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
児童自立支援施設	生活指導、学科指導及び職業指導並びに児童自立支援施設の事務執行のために、特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
身体障害者福祉センター	相談室、訓練室、図書閲覧室、研修室、会議室、展示室、更衣室、食堂、事務室、作業室その他身体障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
職業能力開発校	教室、実習場（音響による訓練阻害の少ない室を除く。）、校長室、教職員室、会議室、図書室、相談・面接室、医務・保健室、視聴覚教室、その他職業訓練を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	居室、食堂、訓練・作業室、相談室、多目的室その他障害者の教育のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
幼保連携型認定こども園	職員室、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、保健室その他教育及び保育を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
病院及び診療所 (介護老人保健施設を含む。)	病室、新生児室、診療室、治療室、手術室、分べん室、処置室、準備室、検査室、実験研究室、調剤室、医師勤務室、看護師勤務室、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他医療保健業又は老人の看護等を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設

助産所	収容室、分べん室、新生児室、診察室その他助産に関する事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
保健所	保健指導室、予診室、診察室、計測室、検査室、医師勤務室、保健師勤務室その他公衆衛生の向上等の指導及びこれに必要な事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
医療型障害児入所施設	診察室、手術室、処置室、病室、訓練室、静養室、ギブス室その他障害児の保護、日常生活の指導、治療等のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
児童発達支援センター (肢体不自由のある児童 に対して治療を行うもの に限る。)	発達支援室、遊戯室、相談室、静養室、診察室、処置室その他指定児童発達支援の提供のために工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
救護施設	居室、静養室、集会室、医務室、事務室、寮母室その他生活保護活動を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
老人デイサービスセンター	事務室、相談室、食堂、作業及び日常動作訓練室、介護者教育室、休養室その他老人福祉事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
特別養護老人ホーム	居室、静養室、医務室、事務室、看護職員室、介護職員室、機能訓練室その他老人福祉事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
老人介護支援センター	事務室、相談室、会議室、介護機器展示のための設備その他老人福祉事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設
こども家庭センター	病室、分べん室、保健指導室、診察室、助産師室その他母子健康に関する事業を行うために特に工事を必要とする施設及び工事の実施上これらと不可分な施設

別表第2（第5条関係）

工事の種別及び適用基準

1 工事種別

工 事 種 別	内 容	
	音響を防止し又は軽減する量	方 法
1 級 工 事	35デシベル以上	改築、改造、併行、移転、機能復旧
2 級 工 事	30デシベル以上35デシベル未満	改築、改造、併行、移転、機能復旧
3 級 工 事	25デシベル以上30デシベル未満	改造、併行、機能復旧
4 級 工 事	20デシベル以上25デシベル未満	改造、併行、機能復旧

注：この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 改 築 木造の施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事及び木造以外の施設を改造することが構造耐力上適当でないこと認められることその他の理由により鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事
- (2) 改 造 既存の施設の一部を模様替える工事
- (3) 併 行 施設の新築又は増築等の工事に併せて行う工事
- (4) 移 転 施設を移転する工事
- (5) 機能復旧 改築、改造又は併行により工事を実施した施設で、当該工事実施後に、経年により遮音、吸音又は空気調和（換気、温度保持又は除湿）の機能が著しく低下した場合に防音機能の回復を図るために実施する金属製気密建具取替工事、木製気密建具取替工事、ガラスブロック取替工事、内装材取替工事、空気調和設備取替工事若しくは建替工事又は空気調和設備を追加する工事

2 適用基準

施設名	単位時間	音響の強度 (軌:デシベル) 音響の 頻度	70以上	75以上	80以上	85以上	90以上	95以上
学校（幼稚園を除く）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校	1授業単位時間 又は1訓練単位 時間	10回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		5回以上			3級	2級	1級	1級
	1日の授業時間 又は訓練時間	10回以上					2級	1級
幼稚園、保育所、家庭的保育事業等を行う施設及び幼保連携型認定こども園	1時間	12回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		6回以上			3級	2級	1級	1級
	4時間	8回以上					2級	1級
福祉型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	1時間	10回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
		5回以上			3級	2級	1級	1級
病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター	8時から18時 までの1単位 時間	3回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
	18時から23時 までの1単位 時間	2回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級
	23時から8時 までの全時間	4回以上			3級	2級	1級	1級
保健所及び老人デイサービスセンター	1時間	4回以上	4級	3級	2級	1級	1級	1級

注：1 この表における各単位時間は、昭和49年6月27日防衛施設庁告示第7号の例による。

2 1級、2級、3級又は4級とは、1級工事、2級工事、3級工事又は4級工事をいう。

補助金等交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり
補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

を実施したいので、防衛施設周辺防音事業

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
- 2 収支予算書（学校・病院等防音事業又は認可外保育施設等防音事業のみ）
 - 3 事業内容調書（1）・（2）（防音事業関連維持事業のみ）
 - 4 料金等内訳表（防音事業関連維持事業のみ）

注： 学校・病院等防音事業又は認可外保育施設等防音事業に係る申請と防音事業関連維持事業に係る申請とを同時に
にする場合は、これらの申請を一の申請書とすることができる。

補助金等交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、防衛施設周辺防音事業
補助金交付要綱により国庫債務負担行為に係る事業として補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
〔 国庫債務負担年割額 令和 年度 円 〕
〔 令和 年度 円 〕
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 収支予算書

注： 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第3号様式（第7条、第18条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の 名称	施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又は 数 量	経 費 の 配 分			国庫 補助 割合	経 費 負 担 の 内 訳					備考
					経 費 の区分	工事費 の区分	事業費		国 庫 補助金	都道府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
							円		円	円	円	円	円	

- 注：1 経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。
 2 防音事業関連維持事業については、該当する事項を記載すること。

別記第4号様式（第7条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又は 数量	経 費 の 配 分			国庫 補助 割合	経 費 負 担 の 内 訳						備 考
				経 費 の 区 分	工 事 費 の 区 分	事 業 費		国庫補助金		都道府 県 費	市町 村 費	そ の 他	計	
								年割額						
								令 和 年 度	令 和 年 度					
						円		円	円	円	円	円	円	

- 注：1 経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。
 2 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第5号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、国庫補助金以外の財源も併せて記載すること。

別記第6号様式（第9条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあつては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあつては変更後の内容を明示したものとする。

別記第7号様式（第9条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

補助事業等着手報告書
(防衛施設周辺防音事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった について着手した
たので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

- (1) 設計金額： 円
- (2) 契約額： 円
- 2 着手年月日：令和 年 月 日
- 3 完了予定年月日：令和 年 月 日
- 4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注：1 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

2 補助の対象事業の施工主体が地方公共団体以外の者である場合、契約等の方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（随意契約によった理由））、入札金額、落札金額を記載した適当な様式の書類を添付すること。

補助事業等着手報告書
(防衛施設周辺防音事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

- (1) 設計金額： 円
- (2) 契約額： 円
- 2 着手年月日：令和 年 月 日
- 3 完了予定年月日：令和 年 月 日
- 4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注：1 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

2 補助の対象事業の施工主体が地方公共団体以外の者である場合、契約等の方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（随意契約によった理由）、入札金額、落札金額を記載した適当な様式の書類を添付すること。

補助事業等遂行状況報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった について、
令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工 種・ 品 目・ 調査の種類等	交 付 決 定		出 来 高		進ちょく率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	補助金の 交付済額	備 考
		事業量 又 数	事業費(A)	事業量 又 数	事業費(B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

補助事業等遂行状況報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進ちよく率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	補助金の交付済額			備考
		事業量 又は 数量	事業費(A)	事業量 又は 数量	事業費(B)		年割額			
							令和 年度	令和 年度		
			円		円	%	円	円	円	

注：1 地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第12号様式（第12条、第19条関係）

補助事業等実績報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった を実施したので、
下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

事業の名称	経費の区分 及び工事費 の区分	工 種・ 品 目・ 調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
			事 業 量 又は数量	事 業 費 (A)	事 業 量 又は数量	事 業 費 (B)		
				円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書

- 2 完了検査等調書（学校・病院等防音事業又は認可外保育施設等防音事業のみ）
- 3 完了設計書（学校・病院等防音事業又は認可外保育施設等防音事業のみ）
- 4 事業内容調書（1）・（3）（防音事業関連維持事業のみ）
- 5 料金等内訳表（防音事業関連維持事業のみ）
- 6 補助に係る維持事業対象施設の当該年度の料金等の領収書の写し（防音事業関連維持事業のみ）

注：1 防音事業関連維持事業については、該当する事項を記載すること。

2 事業内容調書（1）については、補助金等交付申請書に添付したものと同一内容である場合は、添付を省略
することができ、その旨を記5の表備考の項に記入すること。

3 学校・病院等防音事業又は認可外保育施設等防音事業に係る報告と防音事業関連維持事業に係る報告とを同
時にする場合は、これらの報告を一の報告書とすることができる。

補助事業等実績報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円

国庫債務負担年割額	令和 年度	円
	令和 年度	円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分 及び工事費 の区分	工 種・ 品 目・ 調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
		事 業 量 又は数量	事業費 (A)	事 業 量 又は数量	事業費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

注：国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第14号様式（第12条、第19条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

事業の名称	費 目	予 算 額	精 算 額	差引増△減	備 考
		円	円	円	

2 支出の部

事業の名称	費 目	予 算 額	精 算 額	差引増△減	備 考
		円	円	円	

3 国庫補助金精算

事業の名称	費 目	補助金交付 決定額	精算事業費 総 額	国庫補助 割 合	国庫補助金 精 算 額	概算払受領 総 額	差引国庫補助 金未受領 (返還)額	国庫補助 金受領 額	備 考
		円	円		円	円	円	円	

別記第15号様式（第12条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 △ 減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増 △ 減	備 考
	円	円	円	

3 国庫補助金精算

費 目	補助金 交付決 定額	精算事 業費総 額	国庫 補助 割合	国庫補助金精算額		概算払 受領総 額	差引国庫補 助金未受領 (返還) 額	備 考
				年 割 額				
				令和 年度	令和 年度			
	円	円		円	円	円	円	

注：国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第16号様式（第12条関係）

完 了 検 査 等 調 書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品 名	規 格	数 量	購入単価	購入金額	購 入 年月日	耐用年数	継続使用 希望の有無	備 考
			円	円				

以 上

補助事業等実績報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった の
令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の区分	工 種・ 品 目・ 調査の種類等	交 付 決 定		出 来 高		進ちよく率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	国庫補助金 の交付済額	備 考
		事業量 又は 数	事業費(A)	事業量 又は 数	事業費(B)			
			円		円	%	円	

添付書類：1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

補助事業等実績報告書
（防衛施設周辺防音事業）

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円

国庫債務負担年割額	令和 年度	円
	令和 年度	円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区 分及び工 事費の区 分	工 種・ 品 目・ 調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進 ち ゃ く 率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	国庫補助金の交付済額			備 考
		事業量 又 は 数 量	事業費(A)	事業量 又 は 数 量	事業費(B)		年 割 額			
							令和 年度	令和 年度		
			円		円	%	円	円	円	

添付書類：1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

注：国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第19号様式（第12条、第19条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

以 上

事業内容調書（2）

（空調設備稼働状況集計表）

施設名：

空調設備の系統：

月	稼働設備のみ		温度保持設備		除湿設備		計		総授業時間、総教育時間又は総保育時間	月始めの電力量計の数値	月始めのガスメーターの数値
	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間			
4	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
5	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
6	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
7	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
8	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
9	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
10	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
11	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
12	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
1	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
2	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
3	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
計	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		

注：1 施設の空調設備の系統別に作成すること。

2 稼働日数は各月の空調設備を稼働した日数を、稼働時間は各月の空調設備を稼働した総時間数（小数点以下を切捨て）を、別紙稼働日誌に基づき、それぞれ記入すること。ただし、補助金等交付申請時以降の各月の稼働設備、温度保持設備及び除湿設備の稼働日誌及び稼働時間については、原則として前年の同月の実績日数及び実績時間とすること。なお、空調設備専用の電力量計が設置されており、稼働時間帯及び稼働時間を確認し得る場合には、稼働日誌を省略することができる。

3 各月の総授業時間（各月の総授業時数（小学校にあっては、第六学年の総授業時数とする。）に1単位時間に乗じたもの）、総教育時間又は総保育時間は、各月の総実授業時間、総実教育時間又は総実保育時間とし、単位は時間（小数点以下を切捨て）とすること。ただし、補助金等交付申請時以降の各月の総授業時間、総教育時間又は総保育時間については、原則として前年の同月の実績時間とすること。

4 月始めの電力量計（空調設備専用の電力量計が設置されている場合は、当該電力量計とする。）の数値は、整数とすること。なお、毎月1日又はこれに続く日が休業日の場合は、休業日の翌日における数値とすること。

5 吸収冷凍機又は吸収冷温水機の燃料が油の場合は、月始めのガスメーターの数値の項に使用量を記入すること。

稼働日誌

- 1 施設名：
- 2 稼働年月日：令和 年 月 日 曜日
- 3 稼働責任者： (職名)
- 4 稼働記録表

空調設備の系統	稼働した空調設備	稼働時間帯	稼働時間
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分

5 毎月1日の電力量計の数値：

- 注：1 空調設備を稼働させなかった日については、日誌は不要とする。ただし、毎月1日（当日又はこれに続く日が休養日の場合は、休養日の翌日とする。）には、4の稼働記録表を除き記入すること。
- 2 空調設備の系統数に応じ、欄を増減すること。
 - 3 稼働時間帯は、稼働させた設備ごとに、稼働開始の時刻及び稼働停止の時刻をそれぞれ分単位まで記入すること。
 - 4 稼働時間は、稼働させた設備ごとに、1日の稼働時間をそれぞれ分単位まで記入すること。
 - 5 電力量計は、当該施設の電力量計とするが、空調設備専用の電力量計が設置されている場合は、当該電力量計とする。
 - 6 稼働日誌は、原則として、翌年度の3月31日まで備え置くこと。

料金等内訳表

施設名	料金等の区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	電力量 料金 (a)	換気設備のみ													
		温度保持設備													
		除湿設備													
	ガス料金 (b)														
	燃料油料金 (c)														
	電力量料金等計 (d)=(a)+(b)+(c)														
	電力量料金等計×補助の割合 (e)														
	基本料金 (f)														
	基本料金×補助の割合 (g)														
	月別の計 (事業の実施に要する経費) (d)+(f)														
	月別の計 (維持費補助額) (e)+(g)														
		電力量 料金 (a)	換気設備のみ												
温度保持設備															
除湿設備															
ガス料金 (b)															
燃料油料金 (c)															
電力量料金等計 (d)=(a)+(b)+(c)															
電力量料金等計×補助の割合 (e)															
基本料金 (f)															
基本料金×補助の割合 (g)															
月別の計 (事業の実施に要する経費) (d)+(f)															
月別の計 (維持費補助額) (e)+(g)															

事業内容調書（3）

（空調設備稼働状況集計表）

施設名：

空調設備の系統：

月	稼働設備のみ		温度保持設備		除湿設備		計		総授業時間、総教育時間又は総保育時間	月始めの電力量計の数値	月始めのガスメーターの数値
	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間	稼働日数	稼働時間			
4	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
5	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
6	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
7	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
8	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
9	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
10	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
11	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
12	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
1	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
2	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
3	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
計	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	時間		
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

注：1 施設の空調設備の系統別に作成すること。

2 稼働日数は各月の空調設備を稼働した日数を、稼働時間は各月の空調設備を稼働した総時間数（小数点以下を切捨て）を、別紙稼働日誌に基づき、それぞれ記入すること。

3 各月の総授業時間（各月の総授業時数（小学校にあっては、第六学年の総授業時とする。）に1単位時間に乗じたもの）、総教育時間又は総保育時間は、各月の総実授業時間、総実教育時間又は総実保育時間とし、単位時間（小数点以下を切捨て）とすること。

4 月始めの電力量計（空調設備専用の電力量計が設置されている場合は、当該電力量計とする。）の数値は、正数とすること。なお、毎月1日又はこれに続く日が休業日の場合は、休業日の翌日における数値とすること。

5 吸収冷凍機又は吸収冷温水機の燃料が油の場合は、月始めのガスメーターの数値の項に使用量を記入すること。

稼働日誌

- 1 施設名：
- 2 稼働年月日：令和 年 月 日 曜日
- 3 稼働責任者： (職名)
- 4 稼働記録表

空調設備の系統	稼働した空調設備	稼働時間帯	稼働時間
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分
	換気設備のみ	: ~ :	時間 分
	温度保持設備(暖房)	: ~ :	時間 分
	除湿設備(冷房)	: ~ :	時間 分

5 毎月1日の電力量計の数値：

- 注：1 空調設備を稼働させなかった日については、日誌は不要とする。ただし、毎月1日（当日又はこれに続く日が休養日の場合は、休養日の翌日とする。）には、4の稼働記録表を除き記入すること。
- 2 空調設備の系統数に応じ、欄を増減すること。
 - 3 稼働時間帯は、稼働させた設備ごとに、稼働開始の時刻及び稼働停止の時刻をそれぞれ分単位まで記入すること。
 - 4 稼働時間は、稼働させた設備ごとに、1日の稼働時間をそれぞれ分単位まで記入すること。
 - 5 電力量計は、当該施設の電力量計とするが、空調設備専用の電力量計が設置されている場合は、当該電力量計とする。
 - 6 稼働日誌は、原則として、翌年度の3月31日まで備え置くこと。